

「第424回 判例・事例研究会」

テーマ：著作権法で保護されない制作物の保護について

日 時	令和7年1月15日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 屋敷 里絵

【事例】

裁判例	東京高裁：令和6年6月19日判決 バンドスコアの模倣に不法行為の成立を認めた事例
事案の概要	<p>バンドスコア等の楽譜の出版、販売をする会社が作成・販売したバンドスコアを模倣し、自社のウェブサイト上において無料で公開し、広告収入を得た事案。</p> <p>(1) バンドスコアは著作権法の保護対象となるか バンドスコアは、バンドが演奏した楽曲の録音音源などをもとに、ギター、キーボード、ベース、ドラム、ボーカル等の各パートの演奏・歌唱を採譜した楽譜であり、バンドスコアが音楽の著作物なら、その著作者は、原曲の作曲者であって、バンドスコアの制作者ではない。バンドスコアは、過去に創作された楽曲を採譜して楽譜というメディアに収録した複製物であって、独自に保護を受けられる創作物ではない。</p> <p>※なお、原告も著作物に該当するという主張はしていないが（不法行為に基づく請求のみ）、知財高裁も「バンドスコアは、著作権法6条各号所定の同様による保</p>

	<p>護を受ける著作物に該当しない」と判示している。</p> <p>(2) 不法行為が成立するか</p> <p>北朝鮮映画事件判決の基準（不法行為が成立するためには、当該行為について著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情が認められることが必要）を引用した上で、不法行為の成立を認め（いわゆる「額の汗」の篡奪）、1億6925万円の支払いを命じた。</p> <p>「バンドスコアの採譜を取り巻くこのような事情に鑑みれば、他人が販売等の目的で採譜したバンドスコアを同人に無断で模倣してバンドスコアを制作し販売等する行為については、採譜にかかる時間、労力及び費用並びに採譜という高度かつ特殊な技能の修得に要する時間、労力及び費用に対するフリーライドにほかならず、営利の目的をもって、公正かつ自由な競争秩序を害する手段・態様を用いて市場における競合行為に及ぶものであると同時に、害意をもって顧客を奪取するという営業妨害により他人の営業上の利益を損なう行為であって、著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するものということができるから、最高裁平成23年判決のいう特段の事情が認められるというべきである。」</p> <p>なお、本件では、採譜のミスが同じであったことなどから、模倣行為があったと認定された。</p>
<p>参考裁判例</p>	<p>北朝鮮映画事件 (最高裁（一小）平成23年12月8日判決) 北朝鮮で制作された映画の一部を日本のテレビ放送局が番組の中で利用したことが著作権侵害となるかが争われた事案。</p> <p>(1) 著作権法の保護対象となるか</p> <p>映画が著作権法上の「著作物」であることに疑義はないが、外国著作物について、著作権法6条は、条約によりわが国が保護の義務を負う場合に限って保護することになっているため、著作権法の保護対象となるか否かが争点となった。</p> <p>⇒知財高裁も最高裁も、北朝鮮が未承認国であることを理由に著作権法の適用を否定（著作物ではあるが、</p>

日本の著作権法で保護されない)。

(2) 不法行為が成立するか

著作権法で保護されない著作物の利用行為は、「著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではない」という基準を示し、結論として、知財高裁の判断を覆して原告らの請求を棄却。

この北朝鮮映画事件判決後、パブリック・ドメインの保護が改めて意識され、「著作物性がない」ことを理由に著作権侵害が成り立たない場合、不法行為が認められにくくなったとも指摘されている。